

倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務 仕様書

1 業務名

倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務

2 業務の目的

高梁川流域圏において、独身男女の結婚のきっかけとなる出会いと交流の場を提供し、また、婚活を行ううえで必要なスキルを身に付けるためのセミナーを実施することにより、少子化の要因となる未婚化・晩婚化に対する取り組みを行い、高梁川流域圏に定住する人口の増加につなげていくとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

3 業務の内容

以下は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な事業の内容及び詳細は、本市と協議及び調整のうえ、実施すること。

(1) 婚活支援事業の企画、運営

①体験やレクレーション等を取り入れたマッチングイベント「くら婚」の企画、運営

(ア) 企画内容

結婚を希望する男女の出会いの場となり、交際への発展を促せるようなテーマ・内容とすること。高梁川流域圏の観光・スポーツイベント等との共同企画や参加者同士が協力して取り組むことで、より進展が期待できる体験事業を盛り込むなど、倉敷市及び高梁川流域圏の地域資源や季節感を活かしたものとすること。特に女性の集客を意識し、女性が参加しやすい、参加したいと思える内容を設定すること。

また、イベントでのカップル成立者に対して、初回デートやその後の交際への発展を促すために効果的と考えられる取り組みを行うこと。

(イ) 実施回数

4回以上

※開催日は原則土・日曜日とするが、提案内容によっては別の曜日も可能とする。

(ウ) 対象

高梁川流域圏に在住・在勤、または、今後県外から高梁川流域圏への転居等を検討している25歳から45歳くらいまでの結婚を望む独身の男女（学生は除く）。

定員を超える応募があった場合は、今まで婚活イベントやセミナーに参加したことがない者の参加を優先すること。

また、マッチングイベントの参加者募集にあたっては、経過調査への回答等を参加要件とすること。

※イベント参加時には公的証明書等により参加者の本人確認を行うこと。

(エ) 募集定員

1回あたり男女合計30名（男女同数であること）以上を原則とする。

提案にあたっては、各回の想定される参加者数を明記すること。

なお、高梁川流域圏を対象とした事業であるので、参加者が過度に倉敷市在住者に偏らないよう、6市3町からの参加者を増やす工夫をすること。

(オ) 会場

倉敷市及び高梁川流域圏内の地域資源を活かした会場で開催することが望ましい。

(カ) 参加者向けアドバイスの実施

イベントの事前・事後等に、メール等により参加者向けのアドバイスを実施すること。
また、希望者には、個別のカウンセリングを可能な限り実施すること。個別のカウンセリングは参加者の現状を把握した上で適切なアドバイスを行うこと。

(キ) アンケートの実施

各イベント後、参加者に対するアンケートを実施し、各イベントの事業報告時に提出すること。

(ク) フォローアップ

マッチングイベントの1か月・3か月後を目途に交際の進展状況等を把握するための経過調査を行い、調査後、速やかに委託者へ報告を行うこと。

なお、経過調査の結果等について、委託期間の終了後においても委託者からの問合せに応じること。

※カップル成立者に、成婚に至った場合は倉敷市に報告するようアナウンスを行うこと。

② 1対1の対話を中心とした出会いの場「くら婚 light」の企画、運営

(ア) 企画内容

所要時間1時間程度で気軽に参加できる、1対1の会話を中心とした出会いの場を提供する。各参加者が5～10分程度1対1の会話の時間を持てるよう進行し、気に入った者同士で連絡先の交換を行う。初回デートに繋げられるようなアドバイスやサポートを行うこと。

(イ) 実施回数

9回以上（同日・同一会場で時間を分けて複数回開催することも可能とする）

※開催日は原則土・日曜日とするが、提案内容によっては別の曜日も可能とする。

会場の空き状況を確認した上で開催日を決定すること。

(ウ) 対象

3（1）①（ウ）と同一の内容とする。

また、回によって異なる年齢層を設定すること。年齢幅5～10歳を対象年齢とし同年代の異性と効率的に交流できるように実施すること。

(エ) 募集定員

1回あたり男女合計10～16名（男女同数であること）程度。

(オ) 会場

くらしきシティプラザ西ビル8階にある倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター横の会議室を使用することを想定しているが、提案によってはこの限りではない。

※当会議室を使用する場合、会場使用料は0円として見積額を算出すること。

(カ) アンケートの実施

各イベント後、参加者に対するアンケートを実施し、各イベントの事業報告時に提出すること。

(キ) フォローアップ

イベントの1か月・3か月後を目途に交際の進展状況等を把握するための経過調査を行い、調査後、速やかに委託者へ報告を行うこと。

なお、経過調査の結果等について、委託期間の終了後においても委託者からの問合せに応じること。

※カップル成立者に、成婚に至った場合は倉敷市に報告するようアナウンスを行うこと。

③スキルアップセミナーの実施

(ア) 企画内容

男女の特徴や必要なスキル等を考慮し、男性向け・女性向け、それぞれ実施内容を企画し、有効なスキルや思考を身に付けられるセミナーを実施すること。

また、セミナー参加者同士の交流の場を設け、学んだスキル等を実践できる機会を設けるとともに、出会いにも繋がる場とすること。

(イ) 実施回数

男性向け・女性向け 各1回以上

(ウ) 実施形態

対面での実施

(エ) 募集人数

1回あたり15名以上の参加を目標とする。

(オ) 対象

3(1)①(ウ)と同一の内容とする。

④その他

(ア) 業務の運営に当たっては、イベントの募集、申込み・問合せ対応(参加要件の確認を含む)、開催の周知等の各業務に付随する必要な事務等を含むものとする。

(イ) 参加予定者に対し、事前に電話やメール等で参加の意思を再確認するなどして、当日キャンセルを少なくするよう努めること。

(ウ) マッチングイベントやスキルアップセミナーの開催日については、高梁川流域圏の他の市町や岡山県との間で日程調整等を行うこと。

(2) 広報

イベントやセミナーの集客に効果的な広報を実施すること。広報の方法について、企画提案書に具体的な内容を明記すること。

なお、市内の公共施設に配布するため、2,000枚のチラシ製作を盛り込むこと。

(3) 倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター(倉敷結婚相談所)との連携

①マッチングイベント・スキルアップセミナー等において、倉敷市及びセンターが行う結婚支援の事業概要等を説明する機会を確保すること。

②マッチングイベント・スキルアップセミナーにおいて、当センターへの登録を促す提案をすること。

(4) メールマガジンに掲載するワンポイントアドバイスの原稿の作成

倉敷市が登録者向けに、定期的に配信している「くらしき婚活メールマガジン」に掲載するワンポイントアドバイスの原稿（10回程度）を提出すること。

(5) 事業報告書の提出

各マッチングイベントの事業報告書については実施後30日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに提出すること。事業報告書には、イベントの名称、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、参加者の居住地、状況報告（イベント進行記録やカップリング成立数等）、特記事項（次回の改善点等）等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、広報等の状況を添付して提出すること。（任意様式）

また、スキルアップセミナー、個別カウンセリング、経過調査などの実施状況を含めた年間の事業報告書を事業完了後30日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに提出すること。

(6) その他留意事項

- ①事業実施に当たり、必要となる各種資料の作成、スタッフの確保、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- ②業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、体制を整えて臨むこと。
- ③参加料を徴収する場合、実施内容に対して参加しやすい料金設定となるよう配慮すること。
- ④次に掲げる費用については、委託料の算定根拠としないこと。
 - ・受託者による会合等の飲食費
 - ・個人に金銭給付を行い、又は個人の負担を直接的に軽減する事業
 - ・備品又は高額な消耗品の購入等の経費
 - ・イベントにおける会食等の飲食代等（参加者の個人負担とすること。）
 - ・その他、本事業と直接関係のない人件費等の費用
- ⑤受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。
- ⑥実施に当たっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。
- ⑦業務を実施するにあたり、市との緊密な連携を図ること。
- ⑧事業実施に当たっては、倉敷市が行う事業であることが分かるようにすること。

4 受託者が提案する効果的な事項

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、追加予算を必要としないものに限る。

5 委託の条件

- (1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。
- (4) 受託者は、本事業で取り扱う個人情報について、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉

敷市条例第6号)を遵守すること。

- (5) 倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)第173条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第175条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を減免する。
- (6) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

6 著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則としてすべて倉敷市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより倉敷市が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 各感染症への感染防止対策を十分に講じたうえで本業務の遂行にあたること。
なお、感染症等により、業務実施に支障が出る可能性が出た場合、速やかにその対応について本市と協議をおこなうこと。

【参考】倉敷市財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

第175条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体(これらの公社を含む。)と、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。